

令和3年度版 第六中学校いじめ防止基本方針（下線部＝令和3年度の改正箇所）

1 本校におけるいじめ防止のための基本方針

本校では平成26年9月に全ての教職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題と無関係ですむ生徒はいない」との認識に立ち、全校生徒が「いじめのない明るい学校生活」を送ることができるように、「第六中学校いじめ防止基本方針」を策定した。その後、「青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会報告書」（平成30年2月27日）の公表を受けて、また新型コロナウイルスにかかわるいじめ防止の取組を踏まえて令和2年7月に改訂を行った。市内では昨年度2件、また、一昨年度1件の重大事態が発生し、第三者委員会を立ち上げていることから、本校でも今一度基本方針を見直し、いじめの防止と早期発見、迅速な解決に向けて以下のように策定した（下線箇所が令和3年度に見直したところ）。

- 道徳科を中心として全教育活動を通して生徒個々の自己有用感・自尊感情を育み、いじめを防止する。
- スクリーニング等もいじめの未然防止に活用し、スクリーニング会議を生徒理解に役立てる。
- 生徒会活動の一部、SOS教育、セーフティ教室もいじめ防止の指導に位置付け、生徒自ら危機を回避する能力を育成する。
- 教員はいじめを見過ごさない、許さない、学級・学年・学校・部活動の雰囲気づくりに努める。
- いじめ等の早期発見のため、アンケートや面談、SCによる全員面接を定期的に行う。
- 早期対応及びいじめ問題に取り組む組織（第六中学校いじめ対策委員会）を置く。
- いじめ問題の早期対応をめざして、毎週の運営委員会冒頭にいじめ対策委員会を設ける。
- SSW・民生児童委員・子ども家庭支援センター等と情報を共有し、地域・関係機関との連携を深める。
- 学校における新しい生活様式の定着を図るとともに新型コロナウイルスに関わるいじめの防止に努める。

●いじめの定義（いじめ対策防止推進法第2条第1項）

○児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。[起こった場所は学校の内外を問わない。繰り返しか一時的なものかは問わない。また深刻でなくてもよい。]

2 いじめ未然防止のための取組

- (1) いじめを絶対に見過ごさない、許さない、雰囲気づくりに努める。
 - ア いじめは絶対に許されないことを生徒に自覚させるために、道徳科や特別活動において年に3回、「いじめ防止のための学習」を実施する。（参考：「いじめ防止プログラム」P25-27）
 - イ 生徒一人一人が、いじめに向き合い、危機管理能力の一つとしていじめ防止のための言動が身に付くよう教育活動全般を通して人権意識の向上を図る。
 - ウ 定期的に七小児童会と会議を持ち、具体的な活体活動を経験させる。
- (2) 教職員は生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ア 生徒一人一人が活躍できる言語活動を日常的に工夫する。
 - イ 道徳科や教育活動全体を通して自己有用感を高め、自尊感情育む教材開発や体験活動を進める。
 - ウ 人とのかかわり方を身に付けるため地域の活動を積極的に利用する。黒澤川清掃、避難所開設訓練、市民運動会、小中合同音楽会等の行事及びボランティア等を通し、積極的に人とのかかわりを推進する。
 - エ 青梅市の「いじめゼロ宣言こども会議」を中心にいじめゼロを目指した生徒会活動を推進する。
- (3) インターネット関連のいじめ防止等について指導するとともに職員研修を行う。
- ア セーフティ教室、終業式の生活指導講話等を活用して、ネットの掲示板や SNS における誹謗・中傷等の書き込みはいじめであり、決して許されないこと、またむやみに個人情報を送信することは重大な被害につながることを生徒に理解させるとともに保護者・地域への啓発も行う（六中 SNS ルールの利用）。
 - イ 支援委員会が中心となって性同一性障害や性的指向・性自認に係る対応や都の人権課題を意識した日常的な指導によりいじめを防止する体制を構築する。
 - ウ 校内研修会において、インターネット関連のセキュリティ講習会・体罰防止研修・人権研修会を行う。

3 いじめ等の早期発見・早期対応

- (1) いじめ発見のために、多様な手段を講じる。
- ア 青梅市いじめ調査のアンケートを年5回行い、児童・生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロを目指す。
 - イ 定期的にいじめチェックリストやスクリーニングシートを活用し、学級・授業・部活動・行事等で生徒について少しの異変でも気付いたことを学年会だけでなく朝の打ち合わせ、支援委員会、生活指導部会で報告・連絡・相談し、全教職員が当該生徒について共通理解し、指導方法について共通認識する。
 - ウ SOS の出し方に関する教育を中学校3年間で1回以上実施する。
 - エ 生徒が SOS を発信しやすいように教員のアンテナの感度を高めて「いつでもだれでも相談できる環境」の充実を図る。
 - オ スクールカウンセラーによる全員面接を通して、カウンセラーに相談しやすい環境を整える。
 - カ 生徒との個人面談（学級、教科、部活等）において、生徒が相談しやすい環境を整える。
 - キ 支援委員会を中心に養護教諭、スクールカウンセラーとの連携を強化する。
 - ク 学校運営連絡協議会、PTA 活動を通し、生徒の情報が入りやすい環境をつくる。
 - ケ 東京都教育委員会「学校におけるいじめ問題の解決に向けて」を活用する。
- (2) いじめ早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決に当たる。
- ア いじめ（法令上のいじめも含む）と思われる事例を発見した時は、組織的な対応をする。発見者である教職員は、学年、生活指導部、管理職に報告し、軽微なものも含め、学校として解決に向けての当面の指導方針、調査方法、指導方法、担当教職員等、暫定的な対応策を決定する。
 - イ 校長以下、役割分担を明確にしてチーム学校として上記アの暫定的な対応策に迅速に取り組む。
 - ウ イの取組を受けて早々にいじめ対策委員会を開催し、いじめの認知の有無を確認し（*）、今後の対応策を迅速に検討する。その後、検討結果を全教職員で共通理解する。
 - エ いじめの認知がなされた場合は、青梅市教育委員会へ報告する。

オ いじめられている生徒の身の安全を優先的に考えてケアし、いじめている生徒に対しては毅然とした態度で指導に当たるとともに後者のケアも忘れないようにする。

カ いじめの疑いがある場合の保護者への連絡は、いじめられている生徒が学校から保護者への連絡を拒否したとしても、学校がいじめられている生徒に十分説明し、学校の責任で当該生徒の保護者及び関係する保護者へ連絡する。連絡のタイミングは上記ウ(*)の時点が考えられるが、学校いじめ対策委員会開催前でも事前情報として伝えておくことも考えられる。

キ 管理職は保護者への連絡や事実確認の連絡において担任を支援するとともに、関係機関とも連携し、早急な解決に向けて組織的な対応を心がける。

ク いじめられた生徒については状況により卒業までそのケアを継続する。一方でいじめた生徒についても、その後も組織的に指導を継続する。特にいじめる側の生徒については、人との不適切な関わり方が多く見られるので断続的に指導やケアをしていく必要がある。

●いじめ認知の対象

①好意で行った言動（～親切のつもりが…～）、②意図せずに行った言動（～悪意はなかったのに…～）、③衝動的に言った言動（～つい、かっとなつて…～）で、「心身の苦痛を感じさせた」行為は全て「いじめ」に該当する（「法令上のいじめ」）。継続性がない行為、偶発的な行為、謝罪によりすぐ解決した行為も同様にいじめ認知の対象である。（「人権プログラム」平成30年版 119ページ）いじめが疑われる行為はすべていじめ対策委員会に報告し、そこでいじめかどうか認知される。そのうち重大事態と疑われるものは、下記の**5 重大事態への対応**を行う。

●いじめの聞き取り方の例

生徒へのいじめの事実の聞き取りについては、例えば次のようなことに留意して行う。

- ① いじめの定義（いじめ対策防止推進法第2条第1項）及び重大事態の定義（法第28条第1項）を事前に説明する。
- ② 法令上のいじめ（加害生徒に悪意はないが、被害生徒が結果としていじめと受け止めたもの）もいじめであることも説明しておく。
- ③ いじめかどうか生徒自身の受け止めを確認する。その際、今後、学校はいじめられた生徒の身の安全確保を図ることを生徒に伝える。
- ④ いじめであるにも関わらず被害生徒が自らいじめを否定する場合は、再度学校からも生徒の置かれた状況や加害生徒を指導する必要性を説明するなどして対応するが、状況により学校いじめ対策委員会や生活指導部の判断を仰ぐ。
- ⑤ 聞き取りに対応する教員は複数で臨む。原則として担任・学年で対応する。いじめアンケート・体罰調査の場合は、原則として副校長が聞き取る。状況判断により担任等が聞き取る。
- ⑥ いじめとして認知された場合は、保護者へ迅速に連絡する。いじめの認知がなされない場合でも今後のことを考え、また保護者との連携を密にする意味でも連絡することは大切である。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 生活指導部会・学年会…法令上のいじめ（疑いを含む）の把握等、情報交換、集約を行う。

構成員：生活指導部・各学年の構成教員

開催日程：週1回生活指導部会・学年会（スクリーニング会議を含む）

- (2) 学校いじめ対策委員会…校務分掌に「第六中学校いじめ対策委員会」を位置付ける。いじめ防止や対応についての措置を実効的に行うためいじめ対策委員会を設置する。[下記構成員は7月から]
構成員：管理職、主幹教諭、生活指導主任、教務主任、教育相談担当（養護教諭、特別支援教育コーディネーター）（以上運営委員会の構成員）、当該学年担任、スクールカウンセラー
開催日程：いじめ発生時だけでなく、年5回定期開催する。また、週1回の運営委員会冒頭の時間に学校いじめ対策委員会を常時開催し、いじめの防止に向けて学校として日常的に取り組んでいく。
- (3) 学校サポートチーム…いじめ問題について専門家の意見を心得て解決するための支援活動を行う。
構成員：校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・学年主任・養護教諭（特別支援コーディネーター）・スクールカウンセラー・民生児童委員・青梅警察署（スクールサポーター）
開催日程：必要に応じて開催する。

5 重大事態への対応

●重大事態の定義（法第28条第1項）

- （生命心身財産重大事態）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- （不登校重大事態）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（めやすとして欠席30日以上。）
- （保護者からの申し立てによる疑いが発生したとき）**被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき**（「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、**重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たること**。この点は法に定められているにもかかわらず、学校が失念しやすい点であることに注意する。
- （不幸にして自殺が起きてしまったときの初動対応）自殺は、重大事態として認知し、「緊急対応の手引き」（平成22年3月 文科省）を参照し、組織体制を整備して対応すること。

- (1) 重大事態の認知は、校長のリーダーシップのもとで学校いじめ対策委員会が行う。
- (2) 重大事態の認知後は、必要に応じて調査を実施するなど情報収集し、事実確認を精緻に行い（*）、今後の指導方針、指導方法を迅速に決定する。その際、教職員の役割分担を明確にして指導体制を整えて取り組む。
- (3) (2) について全教職員が情報共有し、指導方法を共通理解したうえで取り組んでいく。
- (4) 保護者への連絡は、生徒が学校から保護者への連絡を拒否したとしても、重大事態（疑いも含む）であることを学校が生徒に十分説明し、学校の責任で保護者へ連絡する。連絡のタイミングは上記(2) *の時点が考えられるが、学校いじめ対策委員会開催前でも事前情報として伝えておくことも考えられる。
- (5) 聞き取りや調査、その後の学校生活においていじめられた生徒の安全確保を図ると共に、加害の生徒へのケアにも配慮する。
- (6) 重大事態を認知した時点で、速やかに青梅市教育委員会へ報告をするとともに、助言・指導を受ける。
- (7) 青梅市教育委員会が行う調査に協力する。
- (8) 調査の結果などについては、保護者に対して事実関係等の情報を中心に人権に配慮しながら適切に提供する（詳細は以下の **6 家庭や地域、関係機関との連携** 参照）。

6 家庭や地域、関係機関との連携

ア いじめ問題が発生した時は、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、親子間でのコミュニケーションを促し、学校の情報が正しく家庭に伝わるようにする。

イ いじめられている生徒が学校や家庭に相談できない場合（大人への相談を拒否し、家庭への連絡を嫌がる場合）は、「いのちの電話」等のいじめ問題等の相談窓口の利用も促す。

ウ いじめを認知した時点で、青梅市教育委員会へ報告する。重大事態発生時は、青梅市教育委員会に助言・指導を求め、学校として関係機関と対応する。

エ PTAや地域の会合で、いじめ問題等、健全育成についての話し合いや情報交換をする。

オ 青梅市教育相談所やスクールカウンセラー、養護教諭と連携しながら指導を行う。

カ 校内だけでなく子ども家庭支援センター等の関係機関やSSW等の専門家と連携して対応する。

7 令和3年度 「いじめ問題への取組」年間計画(予定が変更・中止となることもあります)7月現在

		情報収集、生徒理解			指導、啓発活動		いじめ対策委員会 教員の資質向上等
4月		担任面談①	学 年 会 毎 週 ↓	生 活 指 導 部 会 毎 週 ↓	支 援 委 員 会 毎 週 ↓	学級委員会によるコ ロナのいじめ防止プ レゼン(1年)	運営委員会(週1回)冒頭のいじ め対策委員会
5月	アンケート①	SC全員面接、学 年スクリーニング				生徒総会 道徳授業	面談結果への対応 校内研修会①(スクリーニング)
6月						ふれあい月間 道徳授業	面談結果への対応(支援委員会) いじめ対策委員会①
7月	アンケート②	担任面談②、家庭 訪問、 三者面談(3年)				子ども会議、 SOS教育(1年)、 道徳授業地区公開	アンケート結果への対応、 いじめ 対策委員会② 、面談結果への対応
8月						(小中合同研修会)	
9月	アンケート③	SC全員面接、学年 スクリーニング	↓	↓	↓	授業②(7月延期の 場合)	アンケート結果への対応 面談結果への対応③
10月						小中合同音楽会で のいじめ撲滅宣言	いじめ対策委員会② 、アンケー ト・面談結果への対応
11月	アンケート④	三者面談				ふれあい月間 セーフティ教室	いじめ15分間研修会、基本方針 の見直し・有効性の検証
12月		担任面談③				道徳授業	アンケート結果への対応、 いじめ 対策委員会④ 、面談結果への対応
1月		SC全員面接、学年 スクリーニング	↓	↓	↓	道徳授業	校内研修会②(スクリーニング)、 面談結果への対応、
2月	アンケート⑤					ふれあい月間	アンケート結果への対応
3月						授業③(性同一・が ん教育3年)	校内研修会③、 いじめ対策委員会 ④ 、面談結果への対応

